

西成労働福祉センター「総合相談窓口」とは何だろうか・・・

求職から生活保護、借金精算まで幅広い相談を受けている・・・と

釜ヶ崎の仕組みを説明したり、仕事紹介・講習紹介・生活保護も・・・

「西成特区構想有識者座談会」の4回目が開催されました。その時提出された資料の中に、下の表が含まれていました。どうやら、平成23年度の実績であるようです。

この日の話は、「あいりん総合センター」周辺に、今後、日雇い求人がどの程度の規模でくるのか、それにどう対応するのがいいのか、「西成労働福祉センター」は、どう位置付けられるのかがいいのか、といった内容でした。

基本的な考え方は、日雇い労働を必要とする会社(求人者)があり、釜に住んでいようと外から通ってくるのであると、日雇い求人に応じて収入を得ようとする人(求職者)がいる限り、それを一定程度管理する機能と場所は、規模の大小にかかわらず残すべき、ということのようです。(職安については、触れられていませんでした。国とのからみでは、一階寄り場部分は国所有なのだが、現在は根拠法が無くなっており、移転する時に国がどう対応してくれるか、今のところ判らないという話が出ていました。)

「西成労働福祉センター」については、釜ヶ崎の変化Ⅱ 来所者の相談内容の多様化に対応すべく、「総合相談窓口」を設け、ここにすれば、総ての問題に対応できる能力を備

えるよう努めているという現状の説明がありました。そして、その方向は、有識者懇談会でも支持される・・・。今後のことに迷ったら、なにはともあれ、「総合相談窓口」！ ということのようです。それでだめなら、やっぱり生活保護・・・二段構え??

Ⅱ. 西成労働福祉センター機能の多様化 4) 総合相談の開設と充実

主訴(来所目的)

求職	技能講習	生活	生活保護	住居	医療	日雇手帳
69	20	13	5	2	8	3
77.5%	22.5%	14.6%	5.6%	2.2%	9.0%	3.4%

宿泊	小口	住民票	借金	自立支援C入所	その他
5	3	3	11	2	8
5.6%	3.4%	3.4%	12.4%	2.2%	9.0%

※ 複数回答有り

具体の支援内容

求職方法等説明	地域資源の説明	日雇仕事を紹介	常用就職を紹介等	技能講習受	履歴書の書き方等	生活保護につなぐ
67	54	34	9	13	1	10
75.3%	60.7%	38.2%	10.1%	14.6%	1.1%	11.2%

短泊紹介	小口貸付	物品支給	診療依頼書発行	住民票等住取	日雇手帳作成援助等	建退共手帳作成等
23	34	19	8	4	7	2
25.8%	38.2%	21.3%	9.0%	4.5%	7.9%	2.2%

支援団体等へつなぐ	カウンセリング	その他
27	7	6
30.3%	7.9%	6.7%

※ 複数支援有り

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。